

# 田村市船引一般廃棄物最終処分場

## 維持管理計画書

令和7年8月

田村市

## 維持管理計画書

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（以下、基準省令という。）に規定による「一般廃棄物の廃棄物処分場の維持管理の技術上の基準」に基づき、次のとおり必要な事項を定める。

| No. | 維持管理上の基準                                                             | 維持管理計画                                                                                           |
|-----|----------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。                               | 即時覆土を行い、埋立地の外に一般廃棄物が飛散及び流出しないようにする。                                                              |
| 2   | 最終処分場の外に悪臭が飛散しないように必要な措置を講ずること。                                      | 覆土の施工により悪臭の飛散防止を図ることとする。                                                                         |
| 3   | 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。                      | 火災の発生を防止するため、所轄消防署の指導に基づき、必要な消火設備を備えるとともに、場内の火気の使用を禁止する等の措置を講ずる。<br>消火器その他の消火設備は、常に整備点検を行うこととする。 |
| 4   | ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布祖斧田必要な措置を講ずること。                    | ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないよう、施設内は常に清掃し、清潔を保持する。<br>また、必要に応じ薬剤の散布等の措置を講ずる                         |
| 5   | 囲いは、みだりに人が埋立地に入るのを防止することができるようにしておくこと。                               | 囲いは、みだりに人が埋立地に入るのを防止することができるようにしておくこととする。                                                        |
| 6   | 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。 | 立札は最終処分場の入口の見やすい場所に設置し、表示すべき事項に変更が生じた場合には速やかに書換えることとする。                                          |
| 7   | 擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。      | 定期的に概観をチェックし、安全確認を行うこととする。                                                                       |
| 8   | 埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷により、遮水工が損傷するおそれ                               | 埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷により、遮水工が損傷するおそれ                                                           |

|    |                                                                                                |                                                                           |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
|    | があると認められる場合には速やかにこれを防止するための必要な措置を講ずること。                                                        | があると認められる場合には速やかにこれを防止するための必要な措置を講じることとする。                                |
| 9  | 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、これを回復するために必要な措置を講ずること。                                 | 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、これを回復するために必要な措置を講じることとする。         |
| 10 | 埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。 | 最終処分場の上下流2か所に設置したモニタリング井戸により次の水質検査を行うこととする。                               |
|    | イ 埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ記録すること。                                              | 埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録することとする。                         |
|    | ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回以上測定し、かつ、記録すること。                                                    | 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回以上測定し、かつ、記録することとする。                              |
|    | ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。                                               | 埋立処分開始後、モニタリング井戸により1月に1回以上測定し、かつ、記録することとする。                               |
|    | ニ ハの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。                     | モニタリング井戸で測定した電気伝導率及び塩化物イオンに異常が認められた場合には、速やかに地下水等検査項目について測定し、かつ、記録することとする。 |
| 11 | 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質に悪化が認められる場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。                             | 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められた場合には、その原因を調査し、生活環境の保全上必要な措置を講じることとする。       |
| 12 | 埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。                                                                     | 埋立地外周にU字溝を設置し、雨水が入らないようにすることとする。                                          |
| 13 | 調整池を定期的に点検し、調整池が損傷するおそれがあると認められた場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。                                | 調整池は定期的にチェックし、損壊箇所等がないか確認を行うこととする。損壊を確認した場合は、必要な措置を講じることとする。              |
| 14 | 浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。                                                                        | 浸出液処理設備は次のとおり維持管理を行うこととする。                                                |
|    | イ 放流水の水質が排水基準等に適合する                                                                            | 放流水の水質が排水基準等に適合するこ                                                        |

|      |                                                                                                                                       |                                                                                    |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
|      | こととなるよう維持管理すること。                                                                                                                      | ととなるよう維持管理を行うこととする。                                                                |
|      | ロ 浸出液処理設備の機能状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。                                                                                    | 浸出液処理設備の機能状態を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずることとする。                                |
|      | ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。<br>（１）排水基準等に係る項目について１年に１回以上測定し、かつ、記録すること。<br>（２）水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質及び窒素含有量について１月に１回以上測定し、かつ、記録すること。 | 維持管理上の基準のとおり測定し、かつ、記録することとする。                                                      |
| １４の２ | 防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。                                                                                       | 防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずることとする。                                 |
| １５   | 開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。                                               | 開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずることとする。                                               |
| １６   | 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。                                                                                                           | ガス抜きを兼ねた集水管（Φ４５０mm）を２０m間隔に設置し、ガスを排除することとする。                                        |
| １７   | 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね５０cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。                                                                          | 埋立処分が終了した埋立地は、おおむね５０cm以上の覆土により覆い、開口部を閉鎖することとする。                                    |
| １８   | 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。                                                                                                | 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずることとする。                                          |
| １９   | 残余の埋立容量について１年に１回以上測定し、かつ、記録すること。                                                                                                      | 残余の埋立容量について１年に１回以上測定し、かつ、記録することとする。                                                |
| ２０   | 埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。                                                     | 埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存することとする。 |